

安心して子育てができる環境整備のあり方に関する調査



鈴木 圭一
都市・住宅・地域政策グループ
主任研究員



沼尻 恵子
情報・企画部
上席主任研究員

はじめに

1.57ショックに端を発する少子化対策においては、2002年の「少子化対策プラスワン」（厚生労働省）で「子育てを支援する生活環境の整備『子育てバリアフリー』」の概念が明示された。2010年に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」においても『子育てバリアフリーの推進』が主要施策として位置づけられている。子どもが安全に安心して暮らすことのできる生活環境整備の中でも衣食住に次ぐ重要性を有する移動や施設利用について、妊産婦・乳幼児連れを対象とした外出環境の整備、いわゆる「子育てバリアフリー」が求められている。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー新法」と略す）」においては、妊産婦は対象とされているが、ベビーカーを利用する乳幼児連れは直接の対象として位置づけられていない。これまでの車いす使用者等の身体障害者の移動等円滑化に資するバリアフリー環境の整備の結果、ベビーカーで外出する子育て中の親等、妊産婦や乳幼児連れの外出環境は改善されてきたと言えるが、子育てバリアフリーに対するニーズは、車いす使用者等に対するバリアフリーのニーズと同一ではない。

妊産婦や乳幼児連れの期間が一過性であること、少子化により子育ての経験を持たない人の割合が増加していること等により、子育て期とりわけ妊産婦や乳幼児連れの外出行動に関する実態把握や支援策に対するこれまでの取り組みは必ずしも十分といえない可能性がある。

本研究では、授乳やおむつ替えといったケアが必要な乳幼児連れの外出時に必要不可欠な施設（トイレや授乳室）に着目し、施設管理者向けに実施したアンケート及び乳幼児連れニーズに対するヒアリングの調査結果等をもとに、整備の状況及び課題を整理し、今後の施設整備のポイントについて考察を行う。

施設整備に関するバリアフリー基準等の現状把握

1 バリアフリー新法に基づく基準等

バリアフリー新法の移動等円滑化基準やこれに基づく各種施設整備ガイドラインにおける、乳幼児連れの移動・外出等に資する施設整備の記載事項について以下に整理する。

- ・バリアフリー新法では乳幼児連れが対象となっていないため、乳幼児連れを対象とした特段の基準は設けられていない。
- ・バリアフリー新法に基づく各種施設整備ガイドラインでは、妊産婦や乳幼児連れに対する配慮について触れられている（表-1）。
- ・授乳室に関して、旅客施設のガイドラインでは「休憩等のための設備」として授乳室の設置について、建築物の建築設計標準では「造作・機器／乳幼児等設備」として授乳のためのスペースについて記載があるが、その他のガイドラインでは記載がない。

表-1 各種施設整備ガイドラインにおける乳幼児連れの外出に資する施設整備に係る記載事項等

対象施設	トイレ			授乳室	その他
	乳児用いす	おむつ替え台	幼児に配慮した洗面台		
道路	●	●			
旅客施設	●	●	●	●	
車両					※1
建築物	●	●		●	
公園	●	●	●		※2

※1 小児等に配慮した手すり、ベビーカー使用者等に配慮したフリースペース等について記載

※2 乳児・児童に認識できるサイン、遊具の遊び方や危険回避等について記載

2 地方公共団体の取り組み

(1) 地方公共団体の「福祉のまちづくり条例」に記載されている乳幼児連れの外出時に資する設備として、トイレでの乳幼児用いす（いわゆるベビーキープ）、おむつ替え台、授乳室の設置に関するものがある。

東京都及び大阪府では、バリアフリー新法第14条第3項に基づく委任条例において、表-2に示すようにある面積以上の「特別特定建築物」に対して、授乳室の設置等を義務付けている。

表-2 東京都と大阪府の設置基準

特別特定建築物	東京都			大阪府	
	授乳室	乳幼児用いす	おむつ替え台	乳幼児用いす	おむつ替え台
公衆便所					
病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限る)	●				
集会場(一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る)又は公会堂	●	200㎡以上		1,000㎡以上	
保健所、税務署、その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	●				
博物館、美術館又は図書館	●				
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの					
幼稚園				1,000㎡以上	
診療所(患者の収容施設を有しないものに限る)					
飲食店					
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		500㎡以上		1,000㎡以上	
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	●				
展示場	●				
ホテル又は旅館	●				
体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場		1,000㎡以上			

※3 授乳室の●は、面積が5,000㎡以上の場合に設置

※4 特別特定建築物とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物(学校、病院、百貨店他)で、利用等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう

(2) 東京都福祉保健局では、不特定多数の者が利用可能な施設(保育所、児童館等)に、乳幼児連れが授乳やおむつ替え等のために気軽に立ち寄れる場所・設備の設置を促進・普及することを目的とした「赤ちゃん・ふらっと事業」を実施し

ている。パーティションで仕切った授乳室、おむつ替えができる設備がある等、設置要件に適合した施設に適合証の授与、認定マークの掲示を認めている(平成22年11月16日現在で736件の届出)。また、これに類する「赤ちゃんの駅」の取り組みが全国的に広がりつつある。

施設管理者向けアンケートによる整備状況の把握

1 アンケート調査の概要

授乳室の整備状況を中心に、トイレ、遊び場、サービスの提供等、外出時の子育て支援に関する取り組み状況について把握するため、施設管理者に対するアンケート調査を実施した。アンケート調査の概要を表-3に示す。

表-3 アンケート調査の概要

調査機関	平成21年12月8日～平成22年1月6日
調査方法	郵送(直接手渡しした2施設を含む)
配布先	鉄道(駅舎)=22、空港=6、港湾=4、船舶=1、道路(SA・PA)=11、官公庁=9、文化施設=7、商業施設=34、病院=6、公園=8、遊園地・テーマパーク=12、動物園・水族館=11の計131箇所
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ベビールームの設置状況(新設/改修、設置時期・場所、広さ、ベビールーム内にある育児設備等) 授乳室の設備状況(授乳室内の設備等) ベビールーム、授乳室の利用状況(平日/休日別、利用者別) ベビールームの運営状況(施設管理者の視点からの問題点、利用者からの要望/苦情等) ベビールーム以外の子育て支援施設等の設置状況(トイレ設備・遊び場、その他サービス等) その他(施設概要、回答者連絡先等)
回答数	鉄道(16)、空港(4)、港湾(1)、船舶(1)、道路(13)、官公庁(4)、文化施設(3)、商業施設(13)、病院(0)、公園(2)、遊園地・テーマパーク(4)、動物園・水族館(4)の計66の施設(ただし、1社から複数の施設の回答を受けたものを含む)

2 整備状況の結果

アンケート調査の結果を概括すると、以下のように整理できる。

(1) 授乳室の整備状況

- ・利用者が長時間滞在する空港や商業施設等では、男性が立入れないよう仕切られた授乳スペース、おむつ替えや食事用のスペース等、様々な機能を備えた広めの授乳室が設置されていた。
- ・駅舎やSA（サービスエリア）・PA（パーキングエリア）、官公庁、文化施設、動物園・水族館では、いす、ベッド、給湯設備がコンパクトに配置された授乳室が多く設置されていた。
- ・商業施設の授乳室が備える設備は最も充実しており、他の施設では見られない乳児用の体重計や自動販売機が設置されているものもあった。
- ・おむつ替え台と授乳用のいすは最小限の設備として、どの施設にも設置されていた。

(2) トイレの整備状況

- ・乳幼児用いすやおむつ替え台は、男性トイレよりも女性トイレへの設置が多く、乳幼児用いすは便房内、おむつ替え台はトイレ内に設置される傾向にある。
- ・男児用小便器や幼児用洗面台の設置は、SA・PAが他の施設に比べ高い傾向にある。

3 授乳室の整備・管理に対する課題

施設管理者からの自由回答をもとに、授乳室を整備・管理する上での配慮や課題を整理する。

(1) 防犯、目的外利用

- ・駅舎やSA・PAのように、匿名性が高く誰もが自由に入り可能な授乳室では、防犯上の観点から鍵を設置しているケースがあり、これが利用者の安心につながっている。
- ・着替えや飲食を含む休憩場所としての利用等、施設管理者が想定していなかった利用方法に対する指摘が挙げられた。授乳室の利用方法をわかりやすく明示することが求められる。

(2) 衛生への配慮

- ・多くの施設では衛生への配慮を重視している。定期的な巡回による清掃を実施する中で、特におむつ替え台や臭いを

発生するおむつごみの処理、お湯に対して衛生が保たれるような配慮が求められる。

(3) 男性利用者への配慮

- ・授乳室の規模が小さい場合は、男性の入室を前提に授乳室がつくられていないケースがある。父親が一人で乳幼児を連れて外出する場合もあるため、男性が授乳できる授乳室の整備が求められる。
- ・男性が利用しやすいように入り口に配置図を表示して内部の様子がわかるようにすることが必要である。

(4) 授乳室の充実要望への対応

- ・授乳室が狭い、個室が少ない、といった設備の充実に対する利用者からの要望が寄せられているが、拡充できるスペースがない、予算がないので対応が困難といった回答がある。
- ・人目の届かないデッドスペースを活用する場合、人による巡回を充実させる必要がある。また、建物改修の機会をうまく活用し、スペースを創出する等が考えられる。

乳幼児連れの移動や 施設利用時のニーズの把握

1 月齢等に応じた特徴と移動や施設利用時のニーズの整理

乳幼児連れの移動や施設利用時のニーズに関しては、既往論文等においてヒアリング調査やインターネットアンケート調査の成果が報告されており、乳幼児連れの指摘事項や要望に関する傾向の把握がなされている。

本調査では、特に乳幼児の月齢に応じた身体的な特徴に対応して必要となるケア等と移動や施設利用に関するニーズ（機能）との関係について明らかにすることを目的としてヒアリング調査を実施した。

ヒアリングの対象者は、子育て支援センター等に乳幼児連れで来ている母親31名であり、2009年11月～2010年1月にかけて実施した。なお、対象地域は、都心部（世田谷区）、地方部（高松市）、積雪のある寒冷地（青森市）の3地域である。

ヒアリング項目は、表-4に示すように対象者の外出状況に関する設問と、あらかじめ乳幼児の月齢に応じた身体的な特徴と必要とされるニーズを整理した記入シートを用意し、どの時期に何が必要とされている機能なのかについてヒアリングを行った。

表-4 ヒアリング項目

フェイスシート	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの状況（生年月日、性別、授乳の状況） ・同居家族、外出する際の子どもの預け先 ・車の保有状況、使用頻度 ・普段の外出先（行き先、頻度、交通手段） ・普段よく行く施設や使いやすい施設
記入シート	<ul style="list-style-type: none"> ・外出時に必要な機能 ・必要な期間 ・施設ごとに対する指摘

2 ヒアリング調査の結果分析

ヒアリング調査の結果、月齢に応じた身体的な特性に対応して、必要とされるニーズが変化していることが明らかとなった。

ヒアリング調査の結果、月齢に応じた身体的な特性に対応して、必要とされるニーズが変化していることが明らかとなった。

具体的には、食事、授乳に関するニーズでは、乳幼児の間は授乳やミルクのニーズが高く、子どもが大きくなると離乳食や食事に対するニーズが高まる。（図-1）

排泄に関するニーズでは、ベビーカーごとに入れるトイレに対するニーズが高い。授乳に関するニーズは月齢が増えるのに従って急激に低くなるのに比べ、おむつ替えに関するニーズはトイレが自立するまでの間高い。また、おむつが外れるのに従い、子どもサイズのトイレ等へのニーズが高くなる。（図-2）

その他、自由回答では、トイレがあっても汚いトイレは使いたくないといった「施設の清潔さ」等のニーズが挙げられた。

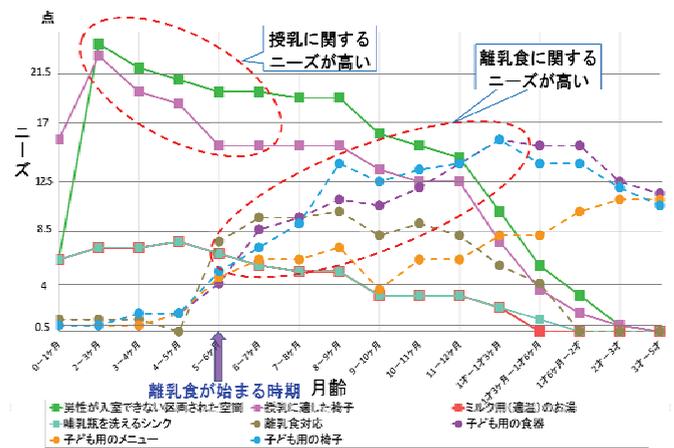


図-1 乳幼児連れの月齢と設備等のニーズの関係（授乳・食事）

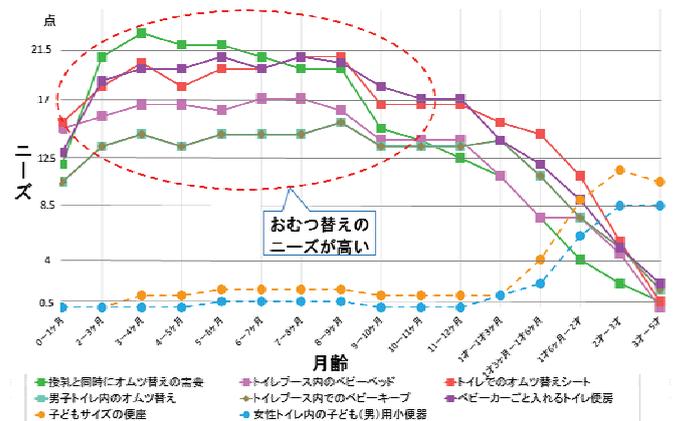


図-2 乳幼児連れの月齢と設備等ニーズの関係（おむつ替え・トイレ）

授乳室の具体整備事例

1 充実した民間商業施設の授乳室(ラゾーナ川崎プラザ)

具体の整備事例として、大規模な民間商業施設と日常生活圏内にある施設に設置された授乳室について紹介する。

ラゾーナ川崎プラザは、2006年9月にJR川崎駅前の大規模工場跡地に建設された施設面積17万㎡の大規模ショッピングセンターである。客層の中心は20～30代の独身または家族連れであるが、アクセスの良さから高齢者等も多い。

オープン当初、授乳等が可能なおむつ替えスペースは1Fに設置されていた。しかし、施設規模に対して1Fのベビー休憩室だけでは授乳室の広さや授乳スペースの数が十分でないとの利用者からの意見を反映し、2009年11月、2Fに新たなベビー休憩室が設置された（従前は身障者トイレを含む男女トイレ）。

この2Fのベビー休憩室は、個室の他、複数人が同時に授乳できる共同の授乳スペースを確保する等、利用者の多様なニーズに対応した計画となっている。また、親子トイレは従前の身障者トイレのスペースを改修したものである。



ラゾーナ川崎プラザ



オープン当初設置されたベビー休憩室（1F）

授乳室内の配置案内

共同の授乳スペース

おむつ替えスペース



待合室



レンジとシンク



親子トイレ

2Fに新設されたベビー休憩室内の設備等

2 公的な場所に後付で整備された授乳室(カメラプラザ)

カメラプラザは、JR亀戸駅に隣接する建物であり、ホールや会議室、研修室が入っている文化施設である。授乳室は5F文化センター事務所前の待合スペースの一部をパーティションで区切って設置されており、東京都で実施している「赤ちゃん・ふらっと事業」、江東区で実施している「赤ち

ゃんの駅」の両方に認定されている。

一坪程度のスペースにおむつ交換台と授乳用のいすが配置されており、お湯は要望に応じて事務所の職員が対応する。



カメラプラザ外観



赤ちゃん・ふらっと(右)と赤ちゃんの駅(左)の表示



パーティションで仕切られた授乳室



授乳室内部

トイレ及び授乳室の整備のポイント

外出時の乳幼児のケアとして必要不可欠なトイレや授乳室の整備のポイントについて、以下に考察する。

なお、トイレと授乳室はどちらも乳幼児連れにとって必要不可欠な設備であるが、トイレの方が必要とされる期間が長く、ニーズもおむつからトイレの自立まで変化するのに比べ、授乳室は月齢が小さい時にニーズが高く、授乳室の有無が外出に慣れていない乳幼児連れの外出にとって大きく影響するという違いがある。

1 トイレ整備のポイント

(1) ベビーカーごと入れるトイレへのニーズは高い。バリアフリー新法により設置が進む「多機能型の便房」があれば、ベビーカーに子どもを乗せたままトイレに入れるとともに、複数の子どもを連れている場合にも対応が可能である。また、十分な広さがある便房内におむつ替えの機能や乳幼児用いす等を設置することで、使い勝手は格段に向上すると言える。但し、多くの機能を備えることが車いす使用者にとってバリアにならないか十分な検証が必要である。

(2) 乳幼児連れが多機能型の便房を利用することで車いす使用者が使えないという課題が顕在化し始めている。そのため、多機能型の便房ほど広くなくても、一般の便房より奥行きを長くとしたユニバーサルな簡易型便房を整備していくことが、数を確保する上で重要と考えられる。このような「少し広めの便房」を複数整備すれば、車いす使用者で自力で便座への移乗が可能の方、ベビーカーごと入りたい乳幼児連れ等、使う人のニーズに応じて選択できる便房が用意されることになると思う。

(3) バリアフリー新法によって義務づけられた「オストメイト設備」は、オストメイトの方だけでなく、排泄物で汚れた子どものお尻を洗うことにも活用することができる。このような機能の兼用がなされることも「ユニバーサルなトイレ」に必要なことである。

(4) トイレが壊れない・清掃しやすいことも重要であり、特に公共性が高い場所では機能をシンプルにし、メンテナンスしやすくしておくこともユニバーサルなトイレの機能として重要である。

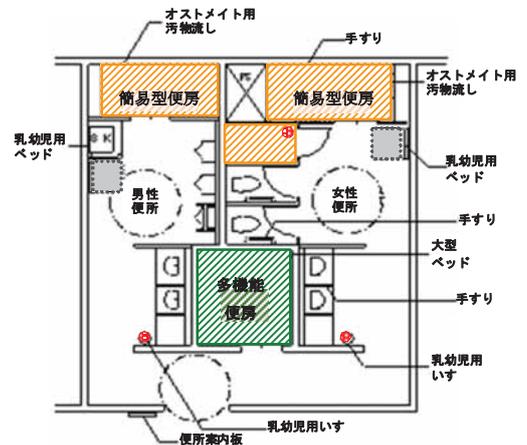


図-3 乳幼児連れに配慮したトイレ整備イメージ

2 授乳室整備のポイント

「授乳室」という言葉自体が法律等で使用されていないため、明確な定義がない。そのため、授乳室の他に、ベビー休憩室、赤ちゃん休憩室、ベビールーム等、様々な名称が使われている。また、授乳室は民間の商業施設等で充実する傾向にあるものの、用意されたスペースに設備を後付けしたようなものも散見される。以下に機能（設備、広さ）とニーズ（利用者の多さ、快適さ）の2面から授乳室の整備のポイントについて考察する。

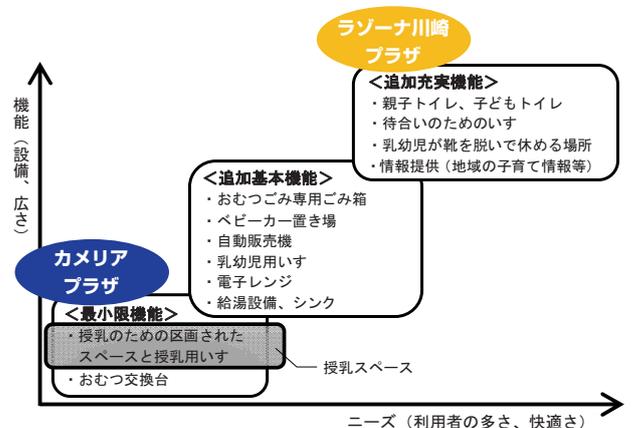


図-4 授乳室の概念

(1)最小限の機能としては、図-5に示すように仕切られたスペースと授乳用のいすが必要である。また、授乳の前後におむつ替えを行うニーズが高いことから、おむつ替え台が必要である。

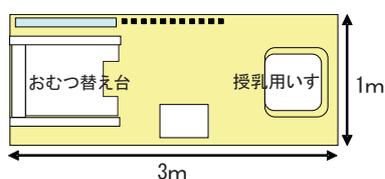


図-5 最小限の機能を設けた授乳室の例

今回の調査では、待合スペースの中にパーティションで仕切った授乳室を設置している事例があり、既存施設におけるこのような取り組みが増えることで、外出負担の軽減に寄与すると考えられる。

(2) 最小限機能を備えた授乳室をベースとし、追加すべき基本機能は、乳幼児連れの外出負担軽減に資するものであり、給湯設備やシンク等が該当する。機能を代替する工夫として、給湯設備を設置できない場合に、職員が対応する、公共施設等で使用済みのおむつを捨てるごみ箱の設置が難しい場合に、持ち帰り用のごみ袋を提供する等も考えられる。

(3) 追加充実機能は、乳幼児連れの快適な利用に資するもの（例えば、親子トイレや待合のためのいすなど）である。ただし、これらの機能を備えるには広い授乳室の確保が前提となる。

おわりに

近年、大規模な民間の商業施設等で広くて設備の充実した授乳室が設置されている。一方、日常的に外出頻度の高い身近で小規模な施設では、授乳やおむつ替えに必要なスペースの確保が進んでいない。狭いスペースでも使い方の工夫や代替機能等により、授乳やおむつ替えに対応している工夫事例等を参考に、特に公共的な場所を中心として授乳室の整備を進めていくことが求められる。

今回、乳幼児連れの外出負担軽減に資する授乳室等の整備のポイントとして、最小限の機能を有した授乳室と機能付加の考え方等を提案したが、最小限で良いということではなく、施設の規模に応じて求められる設備やその数量、詳細な配置等について、利用者の使い勝手の検証等を通じ、より精度を高めていく必要がある。

授乳室の設置をバリアフリー新法に義務付けるのは一足飛びには難しいとしても、授乳室をガイドラインの中の1つの項目として位置づけ、解説することで、公共的な施設での設置が促され、授乳室の質、量ともに充実が図られることが期待される。

最後に、本調査の整備のポイントや先進事例を含む報告書は、以下の国土交通省HPに掲載されているので、興味のある方は、是非、ご参照いただければ幸いです。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_fr_000006.html

参考文献

- 1) 「安心して子育てができる環境整備のあり方に関する調査研究」報告書 国土交通省 平成22年3月

謝辞

今回の報告は、上記調査研究の成果の一部である。調査研究を進める中でご意見ご指導いただいた検討会メンバーの方々、調査においてアンケート・ヒアリングにご協力いただいた方々に謝意を表します。